

厚岸町議会 平成21年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成21年6月26日

午後2時46分開会

- 臨時委員長（高橋委員） ただいまより平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りします。

12番。

- 岩谷委員 年長委員の指名において決していただきたいと思います。

- 臨時委員長（高橋委員） ただいま、年長委員指名の一任の声がありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（高橋委員） ご異議なしと認めます。

それでは、私から委員長には室崎委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（高橋委員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長には室崎委員が互選されました。

委員会を休憩します。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

- 委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

12番。

- 岩谷委員 委員長指名において決していただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） ただいま委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
それでは、委員長において、副委員長には佐々木委員を指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。
よって、副委員長には佐々木委員が互選されました。
それでは、早速審査を進めてまいります。

（「議事進行」の声あり）

- 委員長（室崎委員） どうぞ、10番。

- 谷口委員 教育費のほうでちょっと質問したいので、今回の交通事故に係って、スクールバスの運行内規みたいなものがきちっとあるのかどうなのか。あれば資料として出してほしい。

それから、今回の運行に係っての契約書、それから契約の細かい内容が記した文書があれば、それを資料として提出願いたいというふうに思いますが、委員長、取り計らいのほうよろしくお願いします。

- 委員長（室崎委員） 10番さん、それはどの目で質問。

- 谷口委員 教育費のところでは質問したいと思います。今回、小学校ないので、教育振興費のところ。

- 委員長（室崎委員） 教育振興費、わかりました。ここに来るまでの間に出してもらえますね。この22ページの9款1項3目の審議に入る前に出すということですね。よろしいですね。

他に資料要求ございますか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、審査に入ってよろしいですね。

(「はい」の声あり)

- 委員長（室崎委員） それでは、4ページをお開き願います。

初めに、議案第41号 平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題として審査を進めてまいります。

6ページをお開き願います。歳入支出予算の補正であります。

歳入から入ります。

1款1項1目地方交付税。ございませんか。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。ありませんか。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金。

1番。

- 音喜多委員 今回、総務管理費補助金ということで342万5,000円。このふるさと雇用再生特別対策推進事業補助金ということで、この事業に対する補助金の目的というか、こういうことで使いなさいと、そういった補助金だと思うんですが、このふるさと雇用再生特別、この項目から具体的に厚岸町では使い方というか、道の指示と、それから厚岸町の使い方の関係について、ちょっとご説明いただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

このふるさと雇用再生特別交付金につきましては、昨年度の国の第2次補正の中で国から示されたものでございます。

それで、これも緊急雇用創出の関係と同様、道に基金を造成いたしまして、それで事業を行うということで、この基金事業の実施期間というのは23年度末までということになってございます。

それで、この事業の中身なんですけど、緊急雇用の部分については一般質問のほうでも議論になりましたけれども、6カ月未満のいわゆるつなぎ的雇用ということですけども、一方、このふるさと雇用のほうについては雇用を継続するという意味合いのものでございます。

それで、民間企業への、地方自治体から民間企業へ新たな事業として、既存の事業ではなく新たな事業として立ち上げたもの、これについて民間企業へ委託する。委託された民間企業においては、新たな雇用を生むという条件での受託になりますけれども、そうした中で原則1年間の雇用期間をもって、その新しい労働者を雇用するという事です。

そして、これにつきましては、更新は可能です。そういうことになります。そういうような形の中で、町が道からの基金の中から補助金を得て、それで町村が事業を行っていくということで、これについての事業につきましては直接雇用ということではなくて、あくまでも民間会社での雇用を促進するという意味合いの中で、委託事業ということに相なっております。そういう事業の性格のものでございます。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 そうすると、今回計上されておりますが、今回はこの使い道というか、この補正の中ではないというふうに、支出の中ではないというふうに理解していいですか。

今、実際、歳入ですけれども、今期提出の中では、そういう今の目的からいって、民間企業にそういった補助的なものというのは考えられているのかどうなのか。どういう事業が対象になってこれに当たるのか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

これは、歳出の11ページのほうで、地域訪問支援事業ということで342万6,000円の計上ということで今回歳出の計上をしております。

説明不足でありました。この事業の内容もご説明させていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） いや、歳出でいいですよ。

●福祉課長（松見課長） じゃ、終わります。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

2目民生費道補助金、ありませんか。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、ありませんか。

10番。

●谷口委員 これ、門静1丁目117番地っていうんですが、これはどこを指すんですか。

●委員長（室崎委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

場所でしょうか。地図をつけておりませんので、望洋台、望洋台団地でございます。あそこの地区の中身にここの所在があります。ちょっと上のほうなんですけれども。図面があればお示し、説明しやすいんですけども、ここですと望洋台団地の中に入っているということでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

ほかにありますか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

21款諸収入、6項3目雑入。

1番。

●音喜多委員 この産炭地なんですが、あと残りってというか、基金取り崩していくわけですが、あと何年でどのぐらい残っていることになりますか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今年度の関係につきましては、今回、歳入で受けております1億5,050万円になりますけれども、これを取り崩した後の残りが1億5,994万4,000円という残になります。この基盤整備事業、いわゆる旧基金の取り崩し事業の関係でございますけれども、これは23年の12月までの事業ということになってございます。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 そうすると、これ今の予定では23年ですけど、今回21年、来年取り崩して、もしくはその後ということになるんだらうと思うんですが、厚岸町としてはどういう予定を立てておりますか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

現在の3カ年の計画の中では、この1億5,994万4,000円という部分すべてを位置づけはまだありません。留保してございます。これは、新しい計画の中で位置づけたいというふうに思っておりますけれども、考え方といたしましては、この1億5,994万円のすべての基金の部分でございますけれども、これを適切に充当した中で23年の12月までにこれを運用したい、活用したいというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 すると、確認しておきますけど、今のところはその期間は、最終期間は決められてますけれども、使う目的含めていつということは次年度になりますけれども、今年度はこれですけれども、22年度になります。22年度以降、23年になるかわかりませんが、その間でやってくよということでもいいんですね。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今、細かくは申しませんが、既に一部の取り崩しの事業として、一部、22年、23年って張りつけてございますけれども、これからの新しい総合計画の中での3カ年の位置づけになってきますので、その中にきちっと位置づけて、すべてのいわゆる配分される財源の部分を適切に活用した位置づけをさせていただきたい。そして23年の12月までの事業で充当できるように計画をいたしたい、ということでございます。

●委員長（室崎委員） 他にございますか。

2番。

●堀委員 同じくこの産炭地域の活性化事業補助金なんですけれども、今回この1億5,050万を雑入として繰り入れているんですけど、3カ年で当初21年度予算のほうであったものの総計というのは、ざっと計算したら1億4,680万ほどだったと思うんですよね。抜けたらば済みません。それ、もし訂正があれば言っていたらいいと思うんですけれども。

そういった中で、今回張りつけられている補助金を見ていくと、大体おおむね3カ年の中に載っているものが全部載ってきてはいるんですけれども、額がふえて3カ年上よりも金額も張りつけ金額がふえているものがありますよね。そういった中で、先ほど1番委員さんも言っていたんですけれども、残り客体が当然ふえた分、次年度以降が減るわけになるわけですから、22年度以降の事業が割を食ってしまうという、予定しているものがないのかどうなのかというものを聞きたいのが1点目です。計算で370万ほど補助金がふえているので、その分、後年度以降に予定していた370万を使った事業というものが使えなくなるというものがないのかどうなのかというのをお聞きしたいのが1点。

それと、この社会福祉施設、補助金が210万ということで張りついているんですけれども、歳出のほうでもいいんですけれども、3カ年では3施設の工事を予定していて、今回これは歳出のほうを見ても2施設分しか載っかってきてないんですけれども、残りの1施設というのは、これはどうなったのかなというようなことで、ちょっとその点についても教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、最初のほうのをお答えしたいと思いますけれども、3カ年以上の位置づけよりも、いわゆる基金を充当する額がふえてきているという、おっしゃるとおりなのです。

実は、従来までこの充当率というのが75%で推移してきてございました。これが21年度から90%という形の中で、充当できる範囲が引き上げになったという関係がございませぬ。そういった形の中で、この基金運用の配分額もふえてきてございますし、それから、充当した金額もふえているということでございます。それと、それ以降に影響が出てこ

ないのか。当然、最終的な枠がありますから、使いますと残りは幾らという形になります。

それで、先ほど1番委員さんのほうにもお答えしましたけれども、22年、23年については新しい総合計画での位置づけになるものですから、すべてを張りつけるというような作業はしてございません。そういう形の中で、今一部張りつけているものについては影響は及んでこない。ただし、今後の部分については、当然持っている枠が残金残っていますから、そういった中で事業の張りつけという部分は新たな計画の中でしていきたい、こういうふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 産炭地活性化事業の中で、たしか3カ年ではこの集会施設等下水道排水整備事業ということで480万ほど計上させていただいておりますが、今回計上させていただいているのが235万ということで、おっしゃるとおり245万、これは宮園・白浜コミュニティセンターの下水道排水整備工事を抜けた形となっております。

それで、宮園・白浜コミュニティセンターにつきましては、実は改修を余儀なく今されてございまして、今その改修の検討を行っているところでございます。なおかつ、改修に試算しますと多額のお金がかかるという現状も見えてまいりましたので、実は改築を含めて今現在検討する中で、今、下水道の排水設備工事をすることは手戻りになる可能性がありますので、今回の事業から取り除いたという結果でございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 その宮白のコミセンですね、その改築というのが3カ年上にも全然載ってきておりませんよね。そういった中で、突然今この中で出てくるというのがどうなのかなということであれなのですけれども。つまり、改築というのは今後何年以内にやるっていうか、改築なり改修なりっていうものを何年以内にやる予定でいるのかっていうのを教えていただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） その、いつできるか、当然財源も必要になるわけですから、それらも含めていつできるのかも含めて今検討してございます。それも、改修でいくか、それからやはり投資的効果を求めるならば改築でいくか、それはあくまで財源との相談もありまして検討していく内容でございますので、今現在では明らかにはできない状況であります。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 厚岸町、口癖のように金がない、金がない、財政が苦しい、苦しいというのが

あれなんですよね。こういう3カ年にも載ってこないそういう事業がぽっと出てきてやれるような余裕というのが、現状あるのかなってというのがまず疑問として思うんですよね。そういった中で、であれば、やはり改修をするのがこの下水道のほうのやつをですね、やってしまうというのが筋なのかなというふうに思うんですよね。ここで落とす以上、なんかもっと明確なものがあるのかなというふうにどうしても勘ぐってしまうんですけれども、あるのであれば教えてもらいたい。ないのであればないであれですけれども、でも、ないのであれば、やはりここでの改修というものはしっかりやるような方向を出さないとだめなのかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょう。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 計画が定かでないということでは申しわけないとは思いますがけれども、ただ、この設備工事をやりますと、どうしても床周りをちよすことになりま。そうしますと、今考えております床を中心とした改修工事、これが手戻りになる可能性がということの中でもう一度検討させていただく。改修でいくにしても、同じく排水設備の改修と同時にやるほうが効果的であるというふうに考えて、今回除いているということでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 下水道の供用開始区域で整備年限というのは決められてますよね。つまり、そういった中で、これはまだ1年とか2年とか、もしくは3年、4年という中で余裕があるというふうに考えていいんですか。それとも、その下水道の整備基準の中では、もう既にあれなんだと。けども、それを曲げて改修しないんだっていう部分でしょうか。どうなんでしょう。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） この宮白の区域につきましては、供用開始が19年4月ということですので、あと1年程度でございます。

ただ、町の施設に関しましては、そういう諸事情がある場合については若干相談させていただく中で、超えていることもたしかあったというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 そうじゃなくて、やはり民間においても供用開始から下水道をつなぐのは、早くつないでくださいということは町が率先して進めているわけですよね。そういった中で、それが町がそういうものを守らないで、町が率先してそういうものをやれば、民間に対してそういうものを強く言えなくなってしまう。たしかこれはそういうことで、前

に何かあったとは思いますが、そういった中でできるだけ下水道の区域になって、年限についてはできるだけ守るような形の中で予算配置をしていくというような話というのは、私は聞き及んでいるんですけども。

今、22年だ。その22年を超えて、でも、建設計画がまだはっきりわからないというのであれば、これはどうなのかなというふうになるんですよね。3カ年とかに載ってて、23年とか24年とかになってるんだっていうのであれば、まだ少しは、少しはですよ、本筋からは外れるんですけども少しは納得できるんですけども、そういうものも全然建設計画自体が示されない中で、これをぽんと抜くってというのはどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 確かに下水道の整備に関しては、やはり町が率先して決められた年度内までに改修するというのが本筋だというふうには思います。ただ、先ほど言いましたように、二重にお金がかかる分、この分については極力避けたいということがあります。

それと、建設計画が供用開始から3年以内の中に決められていないのに今落とすのはどうかということに関しましては、何回も申しますとお手戻りの部分に関しまして避けたいということで、できるだけ早い機会にこの辺のところを計画を立ててお示しできればというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 金がない、金がないと言ってるわけですね。自治体で、そういった3カ年にも載ってない、計画性が今現在もないようなものをぽっと、例えば今年やるとか、来年やるとかという話、そんなふうにお金が自由に右から左にできるんだっていうふうになるのであればいいんですけども、そういうような見込みでもあるんでしょうか。それとも、そういうものはないんだと。ただ、施設的にはもう古くてとって、どちらにしてもいつかの時点では改修をしなければならぬと。それが5年なり10年後でも、やっぱりどうやっても手戻りになってしまうからというのであれば、これはちょっと時間がかりすぎる。もっと近い建設計画でも示されるのであれば納得できるんですけども、どうなんでしょう。あるっていうふうに言えるんでしょうか、それともないっていうふうになるんでしょうか。そこら辺ははっきりしてください。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきたいと思います。

堀議員、既にご承知のことと思います。といいますのは、今は第4期厚岸町総合計画で実施計画に基づいて事業を推進いたしております。これが本年で終わるんです。来年からは第5期厚岸町総合計画に基づいて、基本構想については議会の議決が必要なんです。その構想に基づいて、基本計画並びに実施計画というものを策定して、まちづくり

が第5期としてスタートするということでもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 総合計画だけじゃなくて、当然、長期計画というのは過疎計画なりいろいろなものがありますので、そういう過疎債とかを使う場合は、そういう計画のほうにも載せたりとかというようものは当然やってくるわけです。そういうものにもないっていうふうに私は理解していたのですけれども、そういうもので、来年から走る第5期の中で、初年度目で急に上がってくるという可能性があるというふうに考えておいていいんでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今の宮園の関係でございますが、下水道整備、当然やらなければならない課題と認識いたしております。

さらには、また、改築問題ですが、実はご承知のとおり、あの集会所は改修改修でやってまいりました。ところが、床が抜けてしまったんです。これは大変だということで、私のこれからの政治判断ももちろん必要になってくるわけでありまして、その際、改修せざるを得ないだろうという認識に立っておるわけでありまして、これからの実施計画の中で速やかに取り上げた中で進めていかなければならないであろうと、そのように町長としては認識いたしております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 わかりました。そうすると、その第5期の中では改修計画については盛り込む意向が町長としてはあるといった中で、ただ、申し添えますけれども、下水道の供用の期間というのが当然22年というふうに先ほど説明があったので、迫っているわけですから、当然それよりも、対ほかの町民、下水道の整備普及というものの町がとっていた施策とも照らし合わせた中では、できるだけ22年なり早急なうちに建設計画というものが実施されることをお願いしたいなというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 下水道につきましては、供用開始後3年以内に接続をしていただきたいということは、これは住民の方々にもお願いをしております。当然そういう町民の皆さんにお願いをしているわけですから、公共施設についても3年以内に下水道の整備を進めてまいってきたと。

ただし、今、町長が説明を申し上げたとおり、この宮園地区のセンターにつきましては昭和60年に建築をしております、その後、床落ち、あるいは壁の老朽化というよう

な問題があって、数次にわたって改修をしてきたと。

できれば、今、堀委員がご指摘のとおり、3年以内にこの施設の下水道の整備をしたいというふうに考えておりましたけれども、担当原課とそれぞれ協議をさせていただきましたけれども、どうもあの施設を今のままで下水道を改修したとしても、あと何年もつか、それから、改修にかかる費用はどのくらいかかるのか、新たに建てるとしたらどの程度かかるのかというような積算を今進めているところであります。

加えて、公営住宅の整備計画というものがございました。公営住宅の敷地の中にこの施設を整備できないかと。これまでは北海道のほうに打診をしておりましたけれども、公営住宅の整備がまだ途中だから、この中に補助金をもって集会所を整備するということはできませんよと言われてきておりましたけれども、さらに担当原課のほうで調整をさせていただきましたら、この施設内でも整備が可能であるというふうな担当者の考えも今示されてきております。

そこで、総体的にこの施設そのものをどうするか、それから整備後の管理運営をどの人にお任せできるのか、町が直営でやらなければならないのか、その辺の議論も踏まえて、今、町長がご答弁を申し上げたとおり、可能な限り早い時期にその結論を得たいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

雑入、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

22款1項町債、2目民生債、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、1目職員厚生費。ありませんか。

4目情報化推進費、10目企画費、ありませんか。

2番。

●堀委員 この友好都市、先ほど提案理由の説明の中で15周年というふうに聞いていたんですけれども、同じようにこういう記念事業というものが、徳内まつりなのかな、第10回のときとか第5回のときというものもやられてきてたんでしょうか。それと、やはりこういうふうに第15回でやりますよと。当然それでは、第20回も25回も30回もやっていきたいんだというようなことなんでしょうか、どうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答えを申し上げたいと思います。

この村山徳内まつりに関しては、今回が初めての町民号の取り組みでございます。考え方といたしましては、平成7年にこの村山徳内まつりが始まりまして、15年の歳月の中で非常に大きくなってきた。こういう大きくなってきたものについて、厚岸町の文化が向こうのほうに15年間でこれだけ根づいたというような形の中でございます。それで、村山市におきましても、この15年を記念して、祭りといいましょうか、この祭りも少しグレードアップした形の中でやりたいというようなものでございます。そういった形の中で、今回この15年を記念した事業の中に町民号としてこの事業を行いたいということでございます。

これを20回、25回続けるのかということでございますけれども、現在のところはそういうような定期的なところまで計画するというようなことは白紙でございます。あくまでもこの15年という歳月の中でこれだけのものになっているというような部分、これを見ていただく時期としては適当な時期であろうというふうに判断をさせていただいたということでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 そうしたら、徳内まつりが第15回というのは、当然去年の段階からわかっていることですよ。じゃ、何でそれが当初予算じゃなくて、今回の補正で上ってくるようなことになったのかな。それについてはどうなんでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

この15年の部分につきまして、村山市のほうでも少しグレードアップしたものでやりたいというような意向も示されて、村山市のほうからこちらのほうにご招待といいましょうか、こういうようなものがあるんで見ていただきたいというものがことしに入ってから来てございます。それに対応して検討して、今回の補正予算として計上させていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

10目企画費、他にございますか。

14番。

●竹田委員 村山市と平成3年でしたっけ、7月ですか、友好都市を結んでからですね、厚岸町としての友好都市を結んでからのメリット性ということを考えてときに、厚岸町も行く、村山からも来ていただくという交互の交流の中でメリット性というのがもしあれば、こういうところがメリットがあるということをお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この村山市との交流につきましては、竹田委員おっしゃるように平成3年の7月に友好都市の盟約を結んでございます。

その後、ご案内のとおり、毎年いろいろな形で相互の訪問交流も行われております。一つには物産交流、それぞれの物産展をそれぞれの会場で行う。それから、道の駅コンキリエでは、ご案内のように村山市の特産物の一部にはなりますけれども、そういった紹介なり販売をしている。それから、逆に、村山市の道の駅におきましても、厚岸の特産品を展示販売しているというようなことがございます。そういった意味での持っている食文化の交流であるとか、そういうようないわゆる経済的な交流、まだまだ小そうございますけれども、そういったような経済交流に発展してきている。

それから、もう一つは文化交流でございます。子供たちが相互に、ことしは厚岸、来年は村山というような形の中でいきまして、子供たちがそういう交流を行って来て、これは子供たちの将来にとって、この友好関係をさらに継続していくという上では非常に効果のあるものだなというふうにとらえております。

そして文化交流の中では、こうした厚岸のお祭りという部分、この文化の部分のこういような友好都市交流の中から生まれてきたものでございまして、これをぜひ向こうのまちおこし活性化のものに活用したいという意識の中で、向こうのほうに取り入れられて今では非常に大きなものになってきている。

それと、もう一つは市民間交流でございます。委員皆さんの中にも毎年のようにいろいろ交流されている方がいらっしゃると思いますけれども、長年のこういう交流の中で、いわゆる信頼関係というものが築かれてございます。やはり大事なものは人と人との交流、信頼関係が結びついてくることが一番なのかなというふうに私は感じてございます。そういった中で、いろいろな交流、文化交流なり経済の交流なりそういったものにこれからもつながっていくだろうと、このように考えてございまして、これからもこういう交流活動は継続していきたいというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 とてもいい方向に、経済的・文化的にもいい方向に向かっているんだということで、交流はぜひ続けていったほうが良いというようなお話でしたね。

一方的にこちらから行ってばかりいて、こっち側から出費ばかりをしているのでは、厚岸町としてはプラスにはなっていないわけですがけれども、その中の交流の中で行く、そして来ていただくということで、人数的には行くほうが多いのか来るほうが多いのか、その辺はいかがなんでしょうか。

それともう一つ、経済交流という形もとれるのかなというふうに思うんですけれども、厚岸のお祭りの馬鹿ばやしという音楽のこのリズムが村山に行って、村山が一大の大きな大きな祭りの方向に向かって行って大成功した。それは厚岸町のおかげですというようなことの話は聞いています。実際、じゃ、厚岸がこの馬鹿ばやしをやったこの本体のほうの厚岸町のお祭りというのは、記念すべき年というのが厚岸町もあるのではないかと

と思うのです。例えば、港まつりを始めてから何年がたつので、何年のときに厚岸町としてもイベントをやりたい。そのときに村山から来ていただくというような計画を持つということは考えていませんか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

村山に行く回数が多いのか、来る回数が多いのかという部分でございませけれども、人数が、これはどちらが多いから云々というような性格のものではないというふうには思いますけれども、私が受けているイメージでは、最初の発足はいわゆる村山市から最上徳内王の足跡を求めてということで、いわゆる市民号のバスで厚岸町に見えられたということが発端だというふうに記憶しておりますけれども、その後も市役所の職員がこぞって何班かに分けて厚岸町に来るとか、それから文化交流なんかでも相当多くの方が見えられておりますし、正確な数字の比較はしておりませんが、来ていただいている部分というのは結構多いのかなというような感覚、認識でおります。

それから、これまでも記念の部分では、厚岸町の町政施行のときにもご案内をいたしまして、村山市から多くの関係者の方々に来ていただいておりますし、逆にうちのほうから村山市政の記念事業のときには、やはり町民号をつくりまして訪問をしているという記念の節目節目の中にそれぞれの開催に合わせましてご案内をして、ともに祝っていただくというような取り組みをしてきてございます。

今後のこととなりますけれども、そういったような機会がありまして来ていただけるというような条件を整えば、そういうような形に考えていきたいなというふうに思っております。ただ、今の段階で、いつどのような計画になるかというような部分については、まだきちんとしたものは計画を立ててございませんので、今後の計画ということになりますのでご理解をいただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 当然税金を使っていくわけですから、町民に対しての説明のときには、行くほうも来るほうも相当な数だとか、結構行っているとかというそういうアバウトな問題じゃなくて、きっとやっぱり何年何月にどれだけの人数が行って、何年何月の何のときに何人くらい来ているということは、きちっとやっぱり把握すべきだというふうに思いますよ。

それと、厚岸町のお祭りを区切り区切り区切りでやっぱり盛り上げていくためには、厚岸町のまちづくりとして今後もそのお祭りという部分については歴史あるお祭りなので、ぜひそれを続けていくためにも区切り区切りで盛大な催しができるような取り組みをしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、竹田委員からお話がありましたとおり、厚岸町は平成3年7月に友好都市の提携をさせていただいております。以来、課長からお話がありましたとおり、今も交流が行われておるわけでございます。

私は、厚岸町長として感心いたしております。ということは、全国の自治体それぞれ自治体間の友好都市を結ぶ、その中の交流事業がいろいろと行われております。中には形式だけの交流もあります、現実には。見ております。私は、村山市と厚岸町のこの友好都市の締結は、極めて意味が深く、また、交流のその輪は大きく広がっている、そういう認識に立っております。

特に今お話にございました徳内まつりについては、村山市と今日このように支援の輪が広がっておりますのは、やはり厚岸の夏まつりのおかげだと。竹田委員も村山市に行けばわかるかと思いますが、そういう市民の声が大半なんです。厚岸町というと、夏まつりでこれだけ徳内ばやしが大きくなりました。ありがとうございます。しかも、今では東北の大きなイベントの一つとして数えられるまでになりました。昨年でしたか、日本のまつりにも選ばれて、テレビでも放映している姿を見て私は感動いたしました。そういう点を考えますと、村山市からの今回のご招待は、そういう気持ちを持ってあったのではなからうかなと、私はそのように思っているわけでございます。

そういう意味において、今、厚岸町にも祭りがあるんだと。何周年記念だからご招待しますというお話もありましたけれども、そういう方向もこれからの交流の絆をさらに深めていくのではなからうかということを考えますと、竹田委員のご意見も参考にさせていただきたいと、かように考えます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 最近、この厚岸町のお祭りが、自治会の子供たちがいなくなってきた、少子高齢化になってきた、いろいろな形で山を出すというのが自治会ごとにあつたのですけれども、段々少なくなってきたということで、お祭りが段々縮小されてきているように、私は17歳のときから厚岸町に来て32年間ここに住んでいますけれども、昔から比べると本当にだんだんだんだん小さくなってきたなというふうに思うんです。

その原点である厚岸町の馬鹿ばやしを村山に持って行って、村山が逆に大きくなって行って厚岸町が小さくなってきているということであれば、これは交流をして立派な交流をしているということはわかるんですけれども、人助けも大変いいことですけれども、我が町のお祭りとはということになれば、だんだんだんだん縮小してきているような現実があると思うんです。その辺を考えながら、区切り区切りでほかの町を、村山市を呼ぶとかそういうことも大変厚岸町の町を盛り上げていく、お祭りを盛り上げていくということで、区切りをつけるということで再出発をしていこうという大きなお祭りの糧になればというふうにも思っています。その辺も含めてですね、お祭りという部分をいま一度考え直していただければなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

厚岸町の夏まつりは、夏まつり実行委員会という別な組織で行われているのでございます。そういう点については、今後、実行委員会とも相談をしながら、そういう時期が来たなら今ご指摘がありましたような話もしながら、夏まつりが少子化に向けた中での今過渡期にあるかと思えます。そういう時代を迎えている夏まつりがどうあるべきかということについては、実行委員会ともいろいろとお話をさせていただきたいと、こういうように感じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

企画費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、ここで休憩といたします。

午後 3 時39分休憩

午後 4 時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

10ページです。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。ございませんか。

2 目心身障害者福祉費。

1 番。

●音喜多委員 歳入でもお尋ねしましたが、歳出の中で地域訪問支援、この342万6,000円、これが歳入の部分でここへ支出されるということですが、この事業の内容についてご説明いただきたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

町民の中には、多くの方が心身に障がいを持つ人がおられます。そういった中で、当町ではさまざまな福祉事業を展開してきているわけでございます。そういったところにおいても、中には何らかの理由で外出ができない、そういった方たちが町内におられるということがございまして、かねてからこの事業を進めるべく準備をしていたところでございますけれども、今般こういった事業を実施する内容でありますけれども、事業は地域活動支援センターに委託して行うものでございます。

内容的には、本来私ども町職員が地域に出向き、障がいのある方と接して、長い時間

をかけて必要な地域との交流の中で自立を目指していただくと、そういった粘り強い相談、支援体制が必要でありますけれども、何分職員に対する中では限界があるところでございます。

それらご本人が、そういった相談支援を希望する意思のある方に、地域活動支援センターで職員2名を雇用していただいて、継続的な相談支援を行っていただくために、人件費2名分として342万6,000円、年度途中でありますので今回は9カ月分の計上と、そのような内容となっているところでございます。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 過去にもこういうことの、そういう障がいを持った方々が外出というか、あるいは、例えば地方にいる方が、地方というか厚岸以外にいる方が、厚岸に年に1度くらい帰ってくるとか、そういった方でも道の補助とかがやっていた経緯があるんですけども、今回そうすると、この地域活動支援センターに、この方々は臨時じゃないわけですよ。いわゆるどこかの別な、そういう専門的な分野の方々というか、その障がい者を指導するそういった方々とは違うんですか。そういった地域活動支援センターの、厚岸町にあるわけではないと思うんですが、その存在というか、その方々は位置づけ的にはどこにいるっていうか、そういう方々を今回厚岸町が金を出して地域の障がい者にそういった対応をしていただくということなんだろうと思うんですが、その辺のところをもう一度、その活動支援センターのメンバーっていうか、位置づけっていうか、そういう存在についてちょっと説明いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

地域活動支援センターというふうに申し上げました。これは平成18年の障害者自立支援法施行の時点から当町で展開してきた一つの事業であります。

平成18年当時から、企業組合エーエスユーという町内の団体に補助をし、実際には駅前の旧クリーニング店がございまして、そこを活動拠点として現在5名程度利用しているところでございます。

それで、この地域活動支援センターというイメージが必要かというふうに思いますけれども、障害者自立支援法が制定される前は共同作業所ということでございました。これに対しても町のほうでは補助をさせていただいて、町内での共同作業所の事業展開を行っていただきました。

これが、障害者自立支援法が平成18年に施行されて、共同作業所というところは実は働く場所というイメージでございました。現在それは就労継続支援という形で、法律に基づく給付を受けれる事業に新規移行をされたわけですけども、働くという考え方がその中にございます。

この地域活動支援センターという人は、その共同作業所にも足を運ばない、働く動機ができていないだとか、心身の何らかの影響ですね、そういった方たちが利用の対象と

なるのが地域活動支援センターでございまして、現在駅前では日中活動の支援が受けられますということで、何をやっているかという生活の相談の場所でもございます。また、たまり場でもございます。それから、たまにはよそに出てスポーツやレクリエーションに講じるだとか、そういった身近な創作活動、一人一人に合わせた創作活動を行って自立への動機をつけさせると、そういった共同作業所とは違うイメージを持っていただきたいというふうに思うわけでございますけれども。

では、そこでこの2名が新規雇用されるわけですが、これは企業組合エーエスユーのほうで安定所にまず求人申し込みを、この制度を利用する補助金、制度を利用するためには安定所への求人申し込みを行うことが必要になっております。そこで求職いただいた中から、この企業組合エーエスユーのほうで選考いたします。

希望的には福祉専門職といいますか、介護福祉士であるだとか、社会福祉士であるだとか、そういった方たちがそういった心身に障がいを持つ方に長く相談に乗ってあげる、できればそういったノウハウを持っている方が採用できればいいかなというふうに考えております。ただ、実際そういった福祉の専門職につきましては、なかなか人材的にも不足というふうに聞いておりますから、なかなか希望にかなう人材が求職に応じてくるかどうか、まだ不明な状態ではございますけれども、事業所では何とかノウハウがある方を探したいということで調整を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 1番。

●音喜多委員 今回、先ほど歳入の中では、今回、第2次補正での予算がついてからの交流ということですが、本来これは、すると来年この予算あるなしでも続けていくという考え方なのか、たまたま今回そういう国の補正が来たから、そこに予算を振り向けて今回道の補助を使い切ってしまうというか、そういう考え方なのか。従来、地域にそういう障がい者を支援するという、障がい者に屋外に出てもらったり、いろいろな交流をしていただいたり、触れ合ってもらおうというそういう意味では非常にいいことですし、当然この予算あるなしは別にしても、毎年継続して続けていってあげなきゃいけないというか、そういうものではないのかなというふうに思うんですが、たまたま今回そういうところ、今回これが初めてなのかどうなのか。そういった地域訪問支援事業として、そういうところにこういう臨時的な2名を雇用するということは、一過性のものなのか継続性、これから続いていくものなのか。

ちょっと考えると、これも雇用に結びつくということでは非常にいいことだと思うんですね。そういった一般的な、健常者から見れば弱者的な支援という意味では非常にいいことかと思うんですが、午前中の14番さん委員の行政が雇用数の問題で、もうちょっと行政との心温かい考え方をすればという思いからすれば、そういった本来の雇用に関していうか、現在、現下の経済情勢の中からそちらのほうに向けたほうが、幾らかでも向けたらいいほうがよかったのかなというふうな思いが素人的には思いますけれども、今、事情を聞いてわかりました。

問題は、そういういいことをすることに、来年も続くものなのか、あるいは来年にな

れば年齢的にも、あるいはそういう支援活動をしなくてもいいということになるのか、その辺は行政としてどう、一過性だけではなくて明年以降こういったことについてはどういう対応の仕方というか、どういう考え方を持つのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

まず、この事業は、決してたまたまやるわけではございません。かねてから私ども相談支援事業の中で、どうしても私が手薄になっていたというふう感じてた部分、相談支援を強化しなければならないという観点からの事業でありまして、これを現在の地域活動支援センター、今年やってる企業組合で相談支援事業として機能強化を図っていたきたいというのがまず一つの目的でございます。

それで、このふるさと雇用再生特別対策推進事業の採択を受けたわけでございますけれども、この事業は3年間の事業が認められておりますし、私どもは、まず現在の事業を3年間継続したいというふうに考えております。4年後につきましては、地域活動支援センターの利用者が、この事業の結果次第でふえていただくと。国庫補助金だとか、そういったものの財源が確保されておりますので、そういった方向に行くような事業展開を考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 この地域訪問支援の関係で、2名が新規雇用されるというところで、じゃ、その2名の新規雇用、先ほど1番委員さんの中で有資格者が望ましいということなんですけど、有資格者がいない場合は一般の人方の雇用というのもあり得るというふうに考えてよろしいでしょうか。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げたいと思います。

実際に、今、地域活動支援センターにいらっしゃる職員は、介護福祉士の資格を持った方も実はおられるわけでございますけれども、必ずしもそういった資格が必要かどうかといった部分では、ちょっと事業者と相談しながら、実際にはいなかった場合に考えると思うんですけれども、今言えるのは、心身に障がいのある方がだれを求めるのか。私どもは資格者が適任かというふうに思うんですけれども、ご本人はそうでないかもしれない場合があると思いますから、そういったことも勘案しながら慎重に考えて決定したいなど。現在では、いなかった場合にどうしようかという具体的な、そこまではまだ決定はしていないところでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 9カ月の雇用で、7月、来月からもう雇用を始めようという話でしょう。今これ予算上げて。といったら、当然もうある程度ハローワークなりに人員募集もかけているのかなというふうに私は思ったんですけども、まだ全然そういうのも決まってないんだと。

有資格者じゃなくてもと言いながら、そう言いながら有資格者のほうがいいと思うけれども、受けるほうとしては当然資格がないよりは資格のある人のほうがいいと思うんですね。資格のない人のほうがいいっていうのは、なかなかどういう理由があってというのがちょっと想像できないんですけども。

確認したいのは、今現在5名ですか、センターのほうにいて2名が雇用されますよと。それで7名になりますと。そうすると、まず、そうしたら、センターのほうに今現在従事者が何人いて、2人ふえることになるのかというのを教えていただきたいんですけども。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） お答え申し上げます。

現在、駅前で開催しているのは、専従職員1名と兼務職員1名、延べ人数で2名ということで、利用者は5名、そういう内容でございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 そうすると、現在、事業に、これのセンターのほうに従事しているのが2名で、新たに2名が加わるという解釈でいいのかなと思うんですね。

先ほど来の中で出てますけれども、当然3年間継続するよと。3年間は、そうすると、この2名の人というのは常に確保していかなければ、事業として確保していかなければならないものじゃないとあれですよ、雇用のほうのお金をもらい続けるということができないのかなというふうに思うんですけども。

例えば今現在、専従者1名と兼務者1名プラス2名だったんですけども、来年以降、こちらの旧兼務者のほうがやめるような形になって、3名になっても2名分という、そういう中での歳入のほうで出た予算の補助金というものが出るようになるんでしょうか。それについて確認したいと思います。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） まず、前後しますけども、来年の人員というところからでございますけれども、今、専従1名、兼務1名と言いました。これは、あの施設の中での通所者に対する対応で、地域活動支援センターの補助金を受けるために必要な人員でございます。

今回の新規2名というのは、基本的には表に出て、障がいのある方のお宅に何度も足

を運んで活動していただく部分でございますから、4名にはなりますけれども、4名が全部を兼務するということにはなりません。この2名については、現在、町も地域活動支援センターも行って得ない新たな相談対応する2名でございます。

次に、この2名が今後どうなのかといったことでございますけれども、現在の地域活動支援センターは平成21年度ということですね、補助しているんですが、この事業は、実は委託っていう条件が付きまます。補助事業ではなくて委託をしなければならないということで、委託期間は年度でございますので、21年度というふうになります。

しからば2年以降どうするかということでございますけれども、今年度につきましては既に地域活動支援センターが企業組合エーエスユーに補助しておりますから、町内の福祉資源のあるところともいろいろ話したわけですが、今回、今年度は地域活動支援センターの機能強化として2名に頑張っていたらこうと、委託ですので。来年はまた委託なんです。来年もまた1年間の委託契約というふうになります。3年目もまた委託契約となります。

それで、私どもとしては、当然同じ人が3年間、何らかの形で継続されることを考えなければなりませんけれども、委託事業として次年度、これは厚岸町の地域活動支援センターの将来、あるいはこの活動支援センターを中心に展開していく厚岸町の生涯福祉の基盤整備で、例えばグループホームだとか、そういった施策展開が必要になってまいります。そういったノウハウのある事業者、そういった方たちも含めた中で委託事業者の選考が実は必要かと思っておりますので、次年度さらにその翌年度については、どの事業者になるかという部分については現在のところ決定してないということでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 そうすると、新たに雇用される2名については、3月までの雇用契約というものをまず事業者と結ぶんですよ。4月以降、また1回切られて、4月以降もしうまくいけば、うまくいけばこの2名の方が同じ事業者であればいい、別な事業者がもし委託を受けた場合においては、当然また別な事業者のほうの都合というものもあるから。

そうすると、雇用の継続といった中では、最初のほうで言ったふるさと雇用再生特別対策といった趣旨とちょっとずれちゃうのかなというふうに思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょう。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後4時23分休憩

午後4時24分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

福祉課長。

●委員長（室崎委員） 時間をとって大変申しわけございません。

実際の国が示したこの事業の要綱の中では、1年以上の雇用ということで更新が妨げられて、いわゆる更新を認めるっていうことですから、3年間同じ人っていうことはまず考えられております。場合によっては1年を満たない、6カ月以上だとか、そういったことも可能だということを実はあります。

私がちょっと説明不足だったのは、次年度以降ですね、仮に事業者が選考の結果、違う事業者になったといった場合は、そこからは1年間続くだろうと思うんですけども、場合によっては2年間続くと思うんですけども、業者をどう選考するかということなんです。そこで選考された業者が、ことしの企業組合エーエスユーの職員を雇ってくれる、雇う判断ですかね、そうしないと同じ方が継続できないわけなんですけれども、その人員の選考の権限まで私どもはちょっと関与できないのかなというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 ですから、そうすると雇用の継続といったものってどうなんだっていうことなんです。6カ月以上でやむを得ない場合については、その6カ月以上1年未満でもいいんだよっていうことなんです。それとも、この補助金を道のほうからもらうためには、やはり1年以上。となると、なんか事業展開が、雇用関係がどういうふうに、変かなというふうに思うんですよね。

●委員長（室崎委員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 大変説明不足で申しわけございません。

基本的には、そういった1年以上の更新というものを視野に入れながら、委託事業者では職員の選考に当たっていただきたいと、そういったことでございますけれども、やはり職員が採用決定する部分において団体側の意思を尊重しなければならないわけですが、実はこの活動支援センターそのものが毎年毎年事業者が変わっては本来よろしくないわけで、今回これを機にどう地域活動支援センターを今後展開していくかということのを慎重に考えた上で、新たな事業者を募集するのか、そういったことが行われるのかなというふうに思います。

この3年間が終わった後においては、先ほども言いましたけれども、いわゆる4年後ですけれども、この地域活動支援センターの展開次第で新たに国庫補助事業というふうにさっき言いましたけれども、そういった中で継続していけるものでございますから、そういった意味では継続的な年数を継続的な雇用、最終的にはそういうふうに結びついていくのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） 2目、他にございますか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。
4目老人福祉費、ありませんか。
10番。
- 谷口委員 今回のこの事業、改修補修工事費なんですが、もう少し詳しく説明してください。
- 委員長（室崎委員） 特養ホーム施設長。
- 特養施設長（桂川施設長） このたび計上しております工事請負費と備品購入なんですが、基本的に現在ある施設の中の浴室内に新たに座浴という、車いすを使って入浴するふろを購入したいということで上げております。そういう意味で、今、一般浴と言われる普通に入れる方のふろが二つあるんですけども、そのうちの一つをつぶして、そこに座浴のふろを設置するという内容でございます。
- 委員長（室崎委員） 10番。
- 谷口委員 そうすると、この743万4,000円と77万4,000円は、言ってみれば一つの事業ということですか。座浴ができるバスっていうか、それと、それを設置するお金というふうに考えればいいですか。
- 委員長（室崎委員） 特養ホーム施設長。
- 特養施設長（桂川施設長） おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（室崎委員） 4目、他にございますか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
8目社会福祉施設費、ありませんか。
2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、4目児童福祉施設費、ありませんか。
16ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費、ありませんか。
2項環境製作費、4目ごみ処理費、ありませんか。
2番。
- 堀委員 2目。

- 委員長（室崎委員） 4目行っちゃってるんだけども。
- 堀委員 いいです。
- 委員長（室崎委員） 18ページ行きます。
5款農林水産業費、1項農業費、1目農業施設費。
10番。
- 谷口委員 金額は大したことないんですけど、この修繕料は何を直すって言ってましたか。
- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） この修繕料の関係につきましては、旧尾幌農業研修センターが4月の26日の夜に、吹雪の日なんですけれども、屋根がはがれたということで、急遽応急的に板金屋さんに連絡をとって、急遽応急的に飛ばないように工事をしていただいた。それと、その鉄板の屋根の破損部分を翌日に撤去をしていただいたと。その分の処理料、合わせて10万7,000円、その分一式を工事費として計上したものでございます。
以上でございます。
- 委員長（室崎委員） 10番。
- 谷口委員 もう使わない施設ですよ。それで、どういうわけか尾幌の公共施設はよく屋根が飛んで困るんですけれども、これ、今後はどういうふうになるんですか。また屋根、これから台風のシーズンもやって来ますけれども、この施設は今後どういうふうを考えているんでしょうか。
- 委員長（室崎委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 農業研修センターにつきましては、来年の12月まで適正化法の縛りがございます。そういった関係もありますけれども、今現在、農林水産省に支庁を通じてこの施設を撤去したいということで、今現在申請中でございます。この許可がまだおりてございませんけれども、現在のところ申請中ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
- 委員長（室崎委員） よろしいですか。
7目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

9目堆肥センター費。

2番。

●堀委員 3カ年でですね、D型ハウス600万というふうになっていて、今回この950万になってるんですけども、D型ハウスをそのまま大きくするのか、それともD型ハウスじゃないものをつくるのかというものを教えていただきたいんですけども。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今回、事業系の生ごみの受け入れ量の増に伴いまして、この後、この施設、堆肥センターの施設の稼働期間の確保ということで、処理の効率化ということで、どうしても一時補完的な、でき上がった堆肥を一時保管する施設が欲しいということで検討を加えてございました。

当初は事業費約600万ということで、当初そういうことで3カ年の計画をしてございましたが、今回、概略設計をしたところ、基礎の部分等々そういったことで概算設計をしたところ、こういった形で事業費が950万円に膨らんだということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

構造は、鉄骨づくりで平家建てという構造でございます。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 容量を、結果的には基礎の部分を上げることになりますので、その部分、容量を大きくするというので、堆肥をより多く入れると、そういったスペースをふやすということで、この分が、事業費がふえたという内容でございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 もう一つ、そのD型ハウスで予定されてたものなんですけれども、じゃなくて、鉄骨平家建て、それは縦組みのものでやるのか、あくまでもD型ハウスで大きくしたもののなかについてお願いいたします。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長補佐。

●産業振興課長補佐（高谷課長） 私のほうからお答えさせていただきます。

従来どおりのD型ハウスというものがありまして、これは構造体積上、安全を確かめなければならない建物ということで、耐震化だとかで近年建築の強化が始まってますけれども、従来のD型ハウスは構造体積上かなり不安定なものでありまして、D型ハウスには変わりませんが、様式はD型ハウスですけれども、構造体積上、鋼材だとかそういったものをグレードアップしまして、それで構造体積上、構造計算上安全なもの

を今回概算で設計しました。それによっても事業費がアップになったりということがございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

9目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費。

4番。

●高橋委員 ちょっとお尋ねをしますけれども、厚岸地区の水産物消費拡大推進事業というのはですね、どんなことをやってこられたのか。それと、衛生管理技術モデル試験事業というのはどんな仕事をしているのか、内容についてお知らせをいただきたい。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） まず、1点目の厚岸地区の水産物等販路拡大PR事業の関係につきましては、漁業組合が事業主体で、従来、カキ、あるいはサンマ、アサリ、そういった厚岸の特産品の物販の販売につきましては、これまで道央圏、地元でももちろんやりますけれども、道央圏を中心に年複数回そういった販促活動、販売促進活動を行っておりますけれども、今年度、北海道の補助を受けて、今まで単費といいますか、全部漁協の持ち出しでやっておりましたが、今回、北海道の補助を受けながらこのPR活動を行うというふうに計画をしております。

今年度は、道央圏3回ほど予定してございまして、9月と来年の1月、そして2月、合計3回行われますけれども、その3回の行う経費を北海道の補助事業で行うべく、今回補正に計上したところでございます。

事業費につきましては、総体で194万8,350円予定されてございまして、北海道が90万、漁業協同組合が94万8,350円ということで、町がその分の一部10万円を補助するという内容でございます。それで、このPR活動を進めるという内容でございます。

それから、次に衛生管理技術モデル試験事業というこの事業ですけれども、この事業につきましては、サンマの荷揚げの際に従来たもを使用して荷揚げをしている、これが一般的でありますけれども、今回、釧路の港湾事務所、開発建設部の中にある港湾事務所が中心となりまして、安全・安心なサンマの水揚げを目指すということで、品質、それから衛生管理、さらには作業効率とそういった点から、市場関係者と、それから漁業関係者を含めて協議をいたしました。

その結果、この荷揚げに、たもでなくてフィッシュポンプ、そういったものを使ってみてはどうかという案が出されたところであります。漁業協同組合が中心となりまして、国の水産庁の補助を受けながら、このフィッシュポンプを使って荷揚げの実証試験を行

おうということで、経費の一部を町も負担するという内容であります。事業費は96万円ということで、国が50%、あと地元で25%ずつ、漁協と町でそれぞれ25、合わせて50%を負担して行う事業という内容であります。

実証試験は、サンマのシーズンを通して行うということでございますので、その分のレンタル料と、それから輸送費、これを含めた金額、これらを事業費として見てまして、その分の4分の1を町が負担するという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 4番。

●高橋委員 これはあれですか、衛生管理技術モデル試験事業と言うんだけど、これはやっぱりあれですか、組合なり町なりが指定を受けたからこそそういった補助金の対象になるってということになるんでしょうね。これは初めて今年度、採用というかやるということで、この関係についてはあれですか、他のこういった港町なんかでサンマなんぞをやっている人方の過去のデータなんかはあるんですか。ちょっと参考に。

●委員長（室崎委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） これは産地の省エネルギー衛生管理技術開発事業ということで、新しくことしから始まった事業でございます、水産庁の関係の国の補助ということでございます。

それから、昨年実は一度、北海道では主に小樽の底引き船にこのフィッシュポンプを使った荷揚げが行われているということでございます。それから、このフィッシュポンプの会社は、徳島県の会社でございます。

それで、去年、厚岸で一度この試験を行った経緯がありますが、それは一度ということで1回だけだったんですが、たまたまサンマのフィッシュポンプを使ったところ、幾つか改良点が見つかったということでございまして、その後、その会社のほうで改良を加えまして、ことしの2月に再度港湾事務所のほうで、その改良したフィッシュポンプを見て、これだと厚岸のサンマにも応用できるのではないかとということで、今回こういった試験を実施してみて、費用対効果についていろいろな形で今回実証試験をシーズンを通して行うという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目水産業総務費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

20ページ、1款1項商工費、3目食文化振興費。

4番。

●高橋委員 今回、厚岸味覚ターミナルの整備事業費なんですけれども、この関係についてはいろいろな形で触れてるんですけれども、どんどんこういった投資をしていながら利益が上がらないというか、過剰投資につながるような投資のように見受けられるんですけれども、この整備の内容についてまずご説明をいただきたい。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 改修補修工事費の中身の関係でございますので、お答え申し上げたいと思います。

まず、内容につきましては、外部の窓枠の塗装、これの塗りかえ工事でございます。これが225万8,000円でございます。それから、レストランカーペットの張りかえ50万3,000円、それから水族館の冷却用冷凍機の交換、これが197万4,000円、それから展望室の改修、これは展望室にあります天井の一部破損が出てきておりますので、そこの改修98万1,000円、それから公共下水道への接続でございます、これが278万3,000円。そして、もう一つ、玄関ポーチ、いわゆる駐車場から玄関に上がってくるところでございますけれども、そこでの地盤沈下によります落ち込み、亀裂、こういったものがございまして、そこの改修259万4,000円という内容のものでございます。

●委員長（室崎委員） 4番。

●高橋委員 ここで、まず町長がいつもおっしゃってるように、道の駅ということでもって、やはり味覚ターミナルは廃止するわけにいかないし、廃止するわけにいかないし、どんどん利用してもらおうわけですけれども、私はやっぱり道の駅という観点に立って物を申しますと、まずこの水回りですね、手洗いというか、トイレというか、今の現状のあのままですと、やはり道の駅としては非常にふがいないというかな、ちょっとお粗末かなと。どうせ投資するならば、あの辺に投資をして来る観光客に気持ちよく訪れるような、そういう施設の改善に投資をして売り上げ増につなげていただければ大変効果が出るんじゃないかと、このように思われます。

もちろん外壁等の塗装ですか、これも大事でしょう。さらには、また、水族館についてはやはり継続して、水族館をあのままの状態を使うということはいかかなものかと思うんですね。いろんな方法があろうかと思えます。皆さん方もいろんな場所に行って、いろんなものを見てるはずですよ。今、あのぐらいのペースの中で水族館なんていうのは、必要ないなんて言ったら怒られるかもしれないけれども、本当にちょっともったいないぐらいですね。むしろ何かパネルかなんかでもって電動で流して、スポンサーでもつけてやるということそんなにかからないしね、ほとんど経費かからないです。やはり事業、経営ですから、確かに第三セクターだから利益が上がらなくてもいいとはいうものの、少なくともやはり人件費は完全に確保でき、やはり町からの持ち出しを極力抑えるんだという、そういった観念に立ってお仕事をしてもらわないと困るのではないかと、私はそう思っております。

そういうことを何度言っても、またこれは大変だろうけれども、聞くほうも大変だろうけれども言うほうも大変なんですね。好きで言ってるわけでないですから、やはりしっかり事業に対するとらえ方を認識してもらって、やっぱり仕事に取り組む。そして、投資というのは、やっぱり有効かつ見返りがあるのが投資する手だてなんです。そのくらいの気持ちで投資しなければ、やはり事業としては成り立たない。第三セクターであっても事業ですから、株式会社ですから、金がなくなったら親方日の丸だから町からちょっともらえばいいやと、そんな考えで担当者がいたら大変なことになります。ぜひそんなことのないように、やはりしっかりと投資するからにはきっちりとした見通しの中で回収できるんだと。これだけ投資したら何年間で回収するんだよというくらいの気持ちを持って取り組んでいただきたいと、そのように思っております。いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

その前に、先ほどの答弁の中で一部訂正をさせていただきたいというふうに思います。まことに申しわけなく思います。

先ほど事業の内容の関係、ご説明申し上げましたが、実はちょっと私、資料のほうで計画段階でのちょっと資料を見てお答え申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

事業の中で、水族館の冷却用冷凍機の交換197万4,000円、それから展望室の改修98万1,000円、これにつきましては今回の予算計上には見送らせていただいているということでございます。まことに申しわけございません。訂正をお願いさせていただきたいと思っております。

●委員長（室崎委員） ちょっと、まちづくり推進課長、申しわけない。今、時間が切迫しているので、ちょっとそこで休憩入れさせたいんで、申しわけない。

休憩します。

午後4時54分休憩

午後4時57分再開

●委員長（室崎委員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 水回りに対する、何と言いましょう、改善の提言、前にもいただいております。それから、経営の取り組み姿勢、これについてもいろいろ議論いただいております。その辺についてはご承知申し上げます。

ただ、施設そのものは、あくまでも町の建物でございまして、その中の運営を業務委託させているということでは、町の責任においてやはり施設の維持管理はしていかなければならないという部分がありますので、ご理解をいただきたい。

●委員長（室崎委員） 3目食文化振興費、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

22ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、ありませんか。

3目教育振興費。

14番。

●竹田委員 委員長、済みません、ほかで聞くところないんで、ここで3目の教育振興費の中で、学校の改修整備についてちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしいですか。

厚岸小学校のグラウンドの整備についてちょっとお聞きしたいんですけれども、これ小学校のグラウンド、いつごろ完成して、それから工事歴、それからの改修がなされているのかどうなのか、その工事歴のところを教えてくださいなんですけれども。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） ただいまお尋ねありました厚岸小学校のグラウンドの状況ですけれども、厚岸小学校は校舎の改築61年度に行いまして、62年度にグラウンドの整備を行っております。それ以来、若干のグラウンドの砂を補充したり等々の補修は行っておりますが、抜本的な改修工事等は行っておりませんので、造成後23年ほどを経過している状況にありまして、近年、水はけが悪いということで、冬にスケートリンクをつくれますけれども、春先早いうちにリンクの氷を手でとって、逆に水はけを助けるためにそういったグラウンドを早く使えるような工夫をしながら何とか使用している状況にありますが、非常に水はけが悪い状況については我々も承知をしておりました。そんなような状態です。

●委員長（室崎委員） 14番。

●竹田委員 厚岸小学校のPTAの方々のお話、また要望等を町長のほうにぜひということでお話がありました。

町長、ここでお願いになるんですけども、今、担当課長から説明あったとおり23年間特別な手を加えておられないということなので、ぜひ計画の中に取り入れてグラウンドの整備を早急にできるような措置をとっていただきたいというふうにここでお願いをしたいんですけれども、町長いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） ただいま教育委員会の管理課長からご説明ございましたとおり、昭和62年以来整備をしていないという実態の中で、いろいろな弊害が生じておりますというお話でございますが、教育委員会と連携をとりながらこの問題については対応していきたい、かように思います。

●委員長（室崎委員） 10番さん、資料要求ありましたですね。ここでやりますね。10番。

●谷口委員 今回、スクールバスの目がなかったものですから、ここでお伺いをいたします。

さきに行政報告をいただいておりますから、その内容については承知をしているわけですが、残念ながらあの事故に対する対応について、教育委員会としてはきちんとした対応を進めているのではないのかなというふうに思いますし、そのように行われなければならないというふうに私は考えるんですけれども、対応がどうだったのかということで、今度は結果的に被害者、あるいは被害者を取り巻く人たちの間でさまざまな受けとめ方があるようであります。ということから、私のところにも直接電話をいただいたりもしております。

それで、私は今回の事件を含めて、やはりこういうことがあったときにはすべての人たち、関係者が同じ考え、同じ方針を持っていなければならないと思うんですよね。ところが、あの人はこう言った、この人はこう言った、このときはこうだったというような話がさまざま出てきてしまうと、今度は被害を受けた方は非常に混乱をしているわけですから、その場で本当に正しい情報がどれなのかということに対して困ってしまうわけですね。そして、それがちょっとした言葉が、行政に対する不信になってしまっている部分もあるように私は伺いました。

そういうことで、今回、資料をお願いしたのは、この契約ですべてが今回の問題を問題なしとするような契約内容であるのかどうなのかということ、私ちょっと見てみましたが、どういう対応をすればいいのかということまでは、詳しくこれを見ただけではわかりませんよね。それで、今回いろいろ聞いていますと、いろいろって私もそんなに情報網がありませんからわかりませんが、たまたまなのかどうなのかちょっとわかりませんが、今回事故があったあの場所の乗降が以前はどのように行われていたのか。例えば、町が直営で行っていたときにはどうやっていたのか。町の運転手はどのような対応をしたのか。あるいは、その後、ことしの春からですか、桜ハイヤーと契約をして、その運行が今までどのように行われていたのか。

それで、話を聞いていくと、あそこの家の敷地内まで入っておろしていた人もいます。ところが、今回は入らなかったと。それから、正確には私いきさつはわかりませんが、クマの出没があったということから、その地域に対してこのスクールバス通学について何らかの対応をとるといふようなことから、あそこの場合は自宅まで入るようにしていたといふようなことがあったけれども、たまたま今回は入らなかったといふようなことになっていたとか、それから、あの日、学校側ではそういうことがあるんでちゃんと家まで入っていただくようお願いしたのに運転手が入らなかったといふようなこ

とまで言う人もいますよ。ですから、どれが本当でどれが正しいのかということと、教育委員会はどうかを被害者の方々に、家族の方に説明をどの段階でどのようにしたのか、もう一度ちょっと詳しく説明をしていただきたい。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 17日に発生いたしました交通事故の関係について、私のほうからこれまでの経過についてご説明をさせていただきます。

まず、17日当日の事故は、教育長の行政報告の中でも触れておりますとおり、午後2時50分ごろの発生であります。

当日のスクールバスの運行は、2時40分に学校をスクールバスが出発しておりまして、そういう運行をして被害者の家の前まで行きました。そこで、今言われましたとおり、運転手は、この日の運転は、朝通常運転している運転手と昼からの運転手は違っております。何らかの都合により交代をしたと思うんですが、そういった中で新しい運転手が午後からはその業務に当たっております。

たまたま2時50分ごろ起きた事故であります。家の前に到着をして、これは運転手の方からも確認させていただきましたが、家の前で一たんとまって、ここでいいんだろうかという確認をさせていただいて、おりる子供もここでいいよということで道路の左側に、運転手は前後の確認をしてドアを開けておりたということなんであります。

言われましたとおり、通常は家の敷地の中に入って通り抜けていた実態はありました。これは3月まで直営の運転手がやっておりましたが、そこにも確認をしましたが、本来は道路の公道上で乗りおりするのがスクールバスだというのは重々わかっているんですが、地元の関係やらそれぞれ子供も今2年生で、当時は1年生でありましたから、子供が小さいということもありまして、安全上のことを考えたら敷地の中に入ったほうがという配慮でそういった運行をしていたということも聞いております。確認をしております。

今回、そういった中で敷地の中に、新しい運転手だったということもありまして、当時は天気もよく何ら道路でおりに渡って帰るにも支障のない状態でありましたから、そういったことを確認もしながら子供をおろしたわけではありますが、いかんせんそういった事故に巻き込まれてしまって、大変痛ましいことになってしまったというのが実態であります。

このときに、クマの話も出ました。当日の朝、片無去のほう、あるいは太田の奥ということでの片無去の情報も我々受けておりましたので、直ちにスクールバスのほうにも午後からの下校時の対応については、できる限り家のほうに入って送っていただくようにということは、クマが出るとたびたびそういう指示をしておりますので、今回も通常の指示のとおりそういったクマの対応はさせていただいております。それも、たまたま今回の新しい午後にかわった運転手に対しては、桜ハイヤーのほうの連絡ミスがありまして、運転手さんには伝わっていなかったというのが、これは後にわかってきました。そういったことが重なってしまっていますが、子供がスクールバスからおりることにつ

いて、道路で停車をしておろしたということについて、特に我々は問題があったというふうには思っていない。

やはり我々としては、加害者である前方から来た、結構スピードを出して来ていた実態をも聞いておりますし、当時、現場にいた運転手、特にバスの運転手はその速さに驚いて、行政報告にありましたとおり、対向車と交差をした段階で危険を感じたと思うんですが、ルームミラーをずっと見ていたというようなことも話してますから、それは相当のスピードがあったというふうに思ってますし、翌日、私は警察のほうにも行ってきました。スクールバスに可否があったかどうかということの確認をしてきましたが、警察のほうでもスクールバスの可否については一切言っておられませんでした。左側におりたということにも、特にそのことが通行上の妨げになって、前方から来た車が横断をしようとしている子供を見えない位置ではなかったということも言っておりますし、そういった意味では本来の運転してきた方が前方を確認してくれらたら見えないはずはないという、子供の背丈も体格もいい子でありますから、と思うんです。ところがそういったことが起きてしまって、非常に残念な思いをしているのも我々も事実です。

そのことにつきましては、今言ったようなことは、私は先週の金曜日、19日でありますか、19日の日にお見舞いに行きまして、お母さんとおじいちゃん、おばあちゃん3名の方にその旨お話しさせていただきました。委員会としては、確かに運転手も、朝の運転手と昼からの運転手が違ったことや、そういったことでの道へおろすことの関係につきましても、前後の確認をしていたのだということも含めて説明をさせていただきましたが、確かに被害に遭われたおじいちゃん、それからお母さんを含めて、きょうに限って家の中に入ってくれなかったということは悔やんでおりましたが、おばあちゃんは、たまたまそこに来た運転手がということを言ってくれましたし、たまたまいろんなことが重なってしまったということも言ってくれました。

我々としてはそういった中で、これまでのスクールバスの運行については十分注意をしてくれておりましたが、そういった連絡のミスもありましたし、そういった細かなことについてはさらに今回緊急点検をしまして、再発の防止に努めるという教育長からも述べておりますとおり、改めてそれらを教訓化してさらなる注意できる体制をつくっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今回の課長の詳しい説明で内容は理解できるのですよね。ただ、そうはいっても、その中であのときこのことをやっておけば、このときこれをやっておけばということが、やっぱり今話を聞いていてもありますよね。そうすれば、後で反省をしても、結果的にはもう起きてしまったことは前には戻ってはくれないわけですよね。そうであれば、説明の仕方、遺族等に対する、被害者に対する説明の仕方がやっぱりきちんとしておかないと、結果的には委託先の連絡の不十分さも今回はちょっとあったようですけども、それもなければある意味こういうことにならなかったかもしれないけれども、契約上は問題がないんだということと、それから逆に契約外のことをして個人敷地まで乗

り入れて、そこでもし何か事故を起こした場合にはどうするんだということも考えられますよね。ですから、今回こういう事故を起こしたことに對する説明を、やっぱりどこかがきちんと一元化をしておかないとだめではないのかと。学校だとか教育委員会だとか、それぞれが自分の思った感覚だけで話をされていくと、周りに何人もいればそれぞれが、聞いた人が別々であれば話がだんだんめっちゃくちゃな話になってきますよね。ですから、やっぱりそういう人たちに対してわかりやすい説明を、統一した説明をきちんとされるということが、私はそれはどの時期かというのをやっぱり心得ておられるんだと思いますから、やっていただきたいなというふうに思うんですよね。納得いくようにやるっていうのが大事だと思います。それを引き続き、今後なおさら、今回は亡くなられてしまいましたから、そういうことが必要ではないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと。

それと、今回このような資料を出していただきましたけれども、これでよしとする内容ではないなど。もう少し細かい内容までどうするのかということをやっぱりしていかないと、例えば運転手の個人判断があちこち入ってしまったり、あるいは学校側が教育委員会と相談しないままに、こうしたほしいだとかああしてほしいだとかというようなことが入ってはまずい場合もあるし、的確に入れなければならない場合もありますよね。そういうことをもっと具体的にする細則っていうか、内規っていいですか、そういうものをつくるのと同時に、この契約に当たる文書も現実に即したものの、想定し得るものはやはりきちんと網羅するということが大事ではないのかなというふうに思うんですが、その辺ではいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいま委員おっしゃるとおりだと思います。

私自身、ことし4月から直営の校務補1名と、あと委託という形になりました。それ以前は、逆に言うと建設課が主体となって運営していたという部分もあって、その内規自身も私自身も今年度入るに当たっては不十分であるという中で、他町村のを参考にどのようにしたらいいのかというのを検討していたというところです。

おっしゃったように、直営のときにはある意味で原則は知っているけれども、低学年だから入ってやったほうが安全だろうというふうな個人的な判断というのがあって、実際には中まで入ると、私有地まで入るという規定がないけれども、実際には入っている部分というのはかなり多かったんだろうというふうに思います。それの中で、そういうふうな、言ってみればあいまいな引き継ぎ。でも、実際には、例えば中に入れという規定がない以上、実際に中に入ってそこで遊んでいる幼児を例えばひいてしまったときには、逆に言うと運転手なり委託先の責任になってしまうということもあり得るわけですから、今回、行政報告の中でも、もう一度緊急点検させていただきたいというのは、そういうのも含めて実態はどうなのかと。そして、実際に中に入るのが安全であり、入ることが可能なのであれば、今の部分をもう少し整理して、例えば停留所と定めて敷地内を停留所と定めた部分についてはこういうふうに入りなさいと。これについては、やはり実際のそこのお宅の家も了解していただかないと、考えてみれば敷地内というのは庭

先というふうに思っているわけですから、皆さん。自分の家の幼児が歩いても、犬、猫が歩いても、それは安全という中にスクールバスが入っていくという行為がいいかどうかという問題も実際にはあると思うんです。

実際に入ったほうがいいという結論に立って、入れるということであれば、入る行為事態もしっかり委託業務の中で見ていくなり何なりというふうな整理の仕方。ですから、これについてはこの路線だけではなくて、ほかの路線の実態も調べてどういうことが可能なのかというのは、また利用者と私たち、そして学校、委託業者ともう一度近々に点検したいと。そして、その中で、先ほど言ったように細則についてももしっかり整備していきたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 今の教育長の答弁わかりました。

それで、先ほどの初めにも言ったのですけれども、家族等との対応の問題、これ窓口をやっぱり広げないでほしいと。やっぱり一つ言ったら一つ、もう多方向から話し合いをするというのはやっぱりまずいと思うんですよ。ですから、教育委員会が対応するんであればきちんと教育委員会が対応すると。あの先生が対応する、この校長が対応する、いやいや、教育委員会のだれだというのでは話というのは段々そこに尾がついてひれがつき、話というのはごちゃごちゃになっていってしまうと思うんですよね。

ですから、教育委員会はきっとそういう対応をされていると思うんですけれども、対応についてはやっぱりきちんと学校側、あるいは桜ハイヤーとかそういうものも含めて、桜ハイヤーは私企業ですから、それはそれで対応すればいいことであるのですけれども、特に学校と教育委員会等とはきちっと話し合いをするということと、そういう運転経験者なんかは案外軽率に話をしたりすると、なおさら話はややこしくなるから、その辺は気をつけてやっていただかなければ私は困ると思います。

●委員長（室崎委員） 管理課長。

●管理課長（須佐課長） 先ほどもお話ししましたように、今回の窓口は一応私がいろいろ今対応させてもらっておりますし、これまで小中学校のPTAの役員の皆さんや自治会長さんとも私が話しておりますし、これからは私を窓口にしなから話をしていきたいというふうに思っています。

もちろん委託業者のほうにも話をしたいというPTAの皆さんの話もありましたが、それはスクールバスは厚岸町がやらなければならない仕事なんだと。委託というのは、それを一部厚岸町から業者に委託をしているわけですから、話は教育委員会が全部聞くという話は皆さんの前でできておりますし、そこには教員や教頭や校長がおりましたので、そういった中ではこれからは教育委員会のほうで窓口となりまして話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（室崎委員） 10番。

●谷口委員 誠実な対応をね、していただきたいということをお願いしたいと思いますが、それでよろしいですね。

●委員長（室崎委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） これまでも誠実に対応してきたつもりですが、これからの処理の中でも、ご家族の方々にこれ以上いろいろな不快な思いをさせないように対応してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

3目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。

3項中学校費、2目学校管理費

5項社会教育費、1目社会教育総務費、ありませんか。

4番、1目ですか。社会教育総務費ですか。

4番。

●高橋委員 ちょっとお尋ねしたいんですがね、この著作権料というのはあれですか、通信に係る関係の著作権料になるんですか。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） お答え申し上げます。

ただいまの著作権料でございますけれども、これにつきましては、ここで言う芸術文化の中で今回補正させていただいております中で、地域住民のためのコンサートということで、真龍小学校の多目的ホールを使いまして今回コンサートを計画しております。

そのときに、コンサートの中で、それぞれの歌、ソプラノ歌手が来て行うわけですが、その中で歌う曲目に対する著作権というものがかかってくることから、ここで上げさせていただいているところでございます。

●委員長（室崎委員） 4番。

●高橋委員 その辺はよくわかるのだけれどもね、教育関係でも著作権料が発生するんですか。教育関係でも。なんかこれ発生しないように聞いていたんですけども、私の勘違いかな。ちょっとその辺、確認。

●委員長（室崎委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） このコンサートにつきましては、一般町民の方々を対象にして行うものですので、例えばこれが小学校の中で行われるという部分であればまた別な扱いになってくるとは思うんですが、一般町民を対象にしておりますので、出てくるということになります。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。
他に1目ございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、先へ進みます。
6目情報館運営費、ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。
2番。

●堀委員 16ページの4款1項2目ですね、健康づくり費。感染症対策ということで、今回、消耗品費が上がってしまっていて、これにはマスク、防護服、そしてパンフレット等の配布費用が入っているんだということなんですけれども、このマスク、防護服というのはそれぞれ何個ずつを買って、その使い道というか、それはどのようなものを計画しているのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 決して発言をとめるわけではございませんので、お聞きいただきたいんですが、総体に関する質問というのは1項目に関するものでなくて、全体に関するものということなんです。

ただし、今回に限っては、このまま審議を進めるということで皆さんご了承いただきたいんですが、よろしゅうございますか。

それで、端的なところでお願いいたします。

今の質問に対する答弁は、保険介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

今回、補正で計上させていただいた感染症対策の備蓄品の部分でございますが、数量で申し上げますと、N95という高度の緻密なマスクでございますが、2,000枚でございます。それから、通常これまでも報道であります患者との接触等で見えておりましたサージカルマスクという、少し空気の入る量がN95マスクよりは楽な部分でございますが、こ

れが2,000枚でございます。

それから、防護服のキッドというのがございます。これは、頭の上から足の先まで一式丸々ウイルス感染から防御しようということで、ゴーグルからマスクから長ぐつの上からさらに履き物をして外気との接触をさせない。あるいは、手袋もそれぞれ2枚ついていて、1人ではちょっと着れませんので2人で着て濃厚な接触から守ろうというようなもので、今回の毒性の弱いインフルエンザ対応ということではなくて、あくまでも鳥インフルエンザという強毒性の濃厚接触を避けようというのが目的で、今回備蓄品として購入したものでございます。

利用範囲でございますが、私どもは町立病院や消防でありますとかという専属的に必要な備蓄品の部局は別にいたしまして、町長部局の中で使わせていただく備蓄品として、今回補正予算の中で見させていただいたというものでございます。

●委員長（室崎委員） 2番。

●堀委員 大変申しわけございません。

今回、職員に対してのものだということですね。今回のこの新型インフルエンザ対策で、町内のドラッグストアとかそういったところでもマスクの売り切れというものがありませんでした。その感染症、早期の感染症対策として、やはりどこかでマスクぐらひは備蓄をしておいて、それを販売店等に放出するとかっていう対策というものが必要じゃないのかなというふうに思うんですけども、その点についてどうでしょうか。

●委員長（室崎委員） 保険介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ご提言いただいておりますが、実は私どもも町民の皆さんと同じように欲しいときに買えなかったという実態がございます。そういう意味では、町が町民用の分も含めて備蓄をしていくということについては、その経費的な部分と、それから保管をするというスペースの問題も含めてですね、決して効率的なものではないというふうに思っております。

幸いにして、今回、弱毒性ということございまして、弱毒性といいながらも予防するためのワクチンがないという意味では、一度感染をしますと学校であれば学校を閉めさせていただくとかっていうことがございまして、そういう意味では決して今後二波で予想される分も含めて、私どもは楽観視をすべきではないというふうに思っておりますが、幸いにして弱毒性であったという意味では、ドラッグストアからマスクがなくなつてなかなか買えないということも含めて、私たちはいい体験をさせてもらったのではないかなというふうに思っておりますので、町民の皆さんの今後の対応の問題も含めてですね、決してマスクだけではなくて食料の備蓄ということも課題に上げられておりますので、そういった家庭での対応も含めてさらに情報提供をさせていただきながら進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（室崎委員） 総体について、他にございませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 平成21年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。

4款1項1目繰越金、ございませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、歳入を終わります。

6ページ、歳出に入ります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金。

ありませんか。

(なし)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算2件の審査は全部終了いたしました。

よって、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5 時38分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

平成21年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長